

益産第2282号
令和8年(2026年)3月30日

熊本県知事 木村 敬 様

益城町長 西村 博則



大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出について(回答)

令和8年(2026年)3月30日付け商金第729号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミスターマックス益城台店

上益城郡益城町益城台地中土地区画整理事業地内19街区

2 意見

- ・開業直後は特に周辺道路の混雑が見込まれるため、通学児童の安全確保という観点から、通学時間帯(午前7時30分～午前8時30分)に誘導員を配置すること。なお、当該措置の継続要否は、開業後の交通状況を鑑み、店舗設置者と協議のうえ判断する。

3 要望

- ・当該店舗周辺は住宅地かつ教育施設が立地しており、周辺道路は益城町立広安西小学校(益城町福富1001)及び益城町立益城中学校(益城町惣領900)への通学路となることが想定されることから、特に通学時間帯の交通安全対策に努めていただきたい。
- ・夜間及び早朝の荷捌き作業等における搬入車両の通行に伴う周辺への騒音対策に努めていただきたい。

＜お問い合わせ先＞

益城町 産業振興課 商工観光係

担当：桑原

電話：096-289-8307

メール：syoukou@town.mashiki.lg.jp